

差別事象等一覧(令和3～6年度)

※令和5年度より、八尾市差別事象連絡・啓発検討会にて作成した差別事象報告書の項目に沿って記載しています。

年度	件数 (年度別)	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
3	1	同和問題	発言	令和3年4月13日	八尾市外の会社	人権政策課職員					人権政策課への電話において、「2年前前、〇〇市の会社で派遣社員として働いていた時、出身地の話になり、八尾市〇〇の旨を伝えたと、〇〇か」と言われた。府人権協会や法務局にも相談したことがある。八尾市に何かをしてもらいたいということではないが、八尾市なら共感してくれと思い、電話した。八尾市ではこのようなことが起こらないようにしてほしい」との相談があった。	八尾市として、相談者が受けた発言内容は差別であるという認識を伝え、今後八尾市ではそのようなことが起こらないよう、啓発に努めていく旨を伝えた。			
3	2	外国人	発言	令和3年11月5日	観光・文化財課への電話	観光・文化財課職員					観光・文化財課への電話において、テレビ番組で河内木綿について八尾市歴史民俗資料館職員が解説を行っているのを見た視聴者から、「日本の歴史を伝えるはずの歴史民俗資料館に在日人間を採用しているのはおかしい。問題提起させてもらう。八尾市は、維新が強く、維新の人間も在日はかりである。」との発言があった。	職員が差別性を指摘した後、なぜそのような発言を行うのか伝えようとしたところ、一方的に電話を切られた。			
3	3	同和問題 外国人	その他 (アンケート)	令和3年12月7日	就学に関するアンケート	教育政策課職員					教育政策課が実施した就学に関するアンケートの自由意見欄に、「多少土地が高くてもまだマシ。な校区内に家を買ったのに、どこからも好きな学校を選べますって意味がわかりません。ただでさえ、部落や外国人に手厚く、普通の日本人には後回しにしている八尾で自由校区にしたら八尾に住む魅力なんてゼロどころかマイナス」との記述があった。	アンケートは無記名であり、個人を特定した啓発等を行うことはできないが、制度の趣旨を正しく理解してもらえるような人権の啓発につながる文言を、今後、配付予定のチラシに記載するなど、制度導入にあたっては、様々な機会を捉えて周知・啓発を行う。			
3	4	同和問題	落書き	令和4年1月15日	市営住宅集合ポスト	市営住宅居住者本人					市営住宅〇号館1階にある集合ポストにおいて、「チラシお断り」と書いた紙をA宅の郵便受けに貼っていたが、その貼り紙に「〇〇ノクセニ」と書かれていた。	老人センターに利用登録をしていたAから、老人センター職員に連絡があり、発覚。 老人センター職員から人権コミュニティセンター職員に連絡後、現場確認を行い、遮蔽。あわせて人権政策課職員にも連絡を入れる。 後刻、人権政策課職員と人権コミュニティセンター職員で再度現場を確認し、落書きされたチラシを撤去した。			
3	5	外国人	発言	令和4年3月12日	市内路上	学校教職員					部活動の移動中に生徒が広がって信号待ちをしていたところ、同じく信号待ちをしていた通りすがりの人から、信号待ちの仕方について注意を受けた際に、チームを代表して引率教員とともに謝罪した外国にルーツのある生徒に対して「お前、日本人ちゃうやろ」という発言があった。	教職員が差別性について指摘をしたところ、また学校へ連絡をするということで立ち去られたが、その後、発言者からの連絡はない。			
4	1	同和問題	発言	令和4年6月7日	市内老人福祉施設	市内老人福祉施設職員					小学校3年生が市内老人福祉施設で社会見学で、支援学級の介助員が老人福祉施設職員に対して、「ぼんまやったら言うたらあかんけど、〇〇中の人は〇〇がこわいから施設を使わない。」等と発言。	老人福祉施設職員は、子ども達に聞こえてはいけなないと思い、それ以上発言しないよう制止した。 その後、老人福祉施設職員から6月8日(水)午前中に通報があったため、発覚。 6月8日(水)午後、校長及び教頭が当該介助員に対し、事実関係の聴き取り調査を実施し、指摘を行った。 同日16:00頃に校長が老人福祉施設職員に会い、謝罪し、再発防止に努めることを伝えた。 同日夕方、校長から市教委に報告。市教委から人権政策課に報告。 なお、子どもに聞こえていないか心配したが、そのような様子はその後の様子や感想文からもないが、継続して見守ることとする。			

差別事象等一覧(令和3～6年度)

※令和5年度より、八尾市差別事象連絡・啓発検討会にて作成した差別事象報告書の項目に沿って記載しています。

年度	件数 (年度別)	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考	
4	2	外国人	発言	令和4年6月24日	市内金融機関窓口	学校教職員					小学校に子どもを通わせる外国籍の父親が、日本語の話せる同国籍の知り合いを連れて、校納金口座を作るため金融機関口座窓口を訪問した。その際、窓口職員から「日本語がわからない人は口座が作れない。通訳も知人ではなく身内を連れて来てほしい。」と言われ、断られた。保護者が学校に相談し、学校から金融機関側に内容確認の電話をするも、同様の回答があった。	結果的には、校長が金融機関支店に同行し、誓約書に署名することで口座の申請を受け付けてもらうことができた。 保護者と通訳者には学校長から聞き取りを行った。金融機関本店に対しては、人権政策課・人権教育課で聞き取りを行い、発言について「外国人お断り」ともとれる発言であり、合理的配慮に欠けていると指摘。 再発防止に向け下記3点を実施することとなった。 ・本店から支店に詳細を確認し、正しい対応を指導。 ・9月に実施する研修で、今回の内容を全支店で共有。 ・外国人が口座をつくるために何ができるか、という視点に立って、外国人相談窓口とも連携して支援をしていく。				
4	3	障がい	落書き	令和4年7月5日	市内小学校	在籍児童					異学年交流活動前に、6年生児童Aが隣の児童Cの机に、障がいがあり支援を要する他学年の児童Bについて、「〇〇死」(〇〇は児童Bの名前)と同じクラスの児童Cの机に落書きをした。	児童Cから相談を受けた担任が、児童Aからすぐに詳細を聞き取った。聞き取った内容を、関係教職員で情報共有し、その日の子どもたちへの支援体制を確認。また、放課後に児童A、児童Bの保護者へもそれぞれ連絡。児童Aの保護者は謝罪の意を示し、児童Bの保護者は意向を受け入れる。翌日、教職員全体で事象を共有するとともに、障がい理解教育を含めたいっそうの人権教育に取り組むことを確認。子どもたちの様子も学校全体で見守っていくこととする。				
4	4	外国人	発言	令和4年7月12日	市内中学校	学校教職員					1年生の社会科の授業中、外国にルーツのある担当教員Aに対し、生徒Bが教員Aにだけ聞こえる声で「キムチ」と発言。	発言された教員Aが生徒Bに発言を確認するとともに、授業後に担任に報告。翌日、改めて教員A、担任、学年主任が生徒Bから聞き取り及び指導を行い、今回の言葉の使い方は差別性があることを指摘。保護者へも連絡し、生徒Bは教員Aへ謝罪。校内でも情報を共有し、今回の事象の整理及び今後の人権学習の取組みを確認するとともに、生徒を見守っていく。				
4	5	同和問題	発言	令和4年7月13日	人権政策課への電話	職員					「仕事の都合で八尾市に転入する予定がある。インターネットで保育園のことを調べていており、検索していたところ、〇〇は部落と書いてあったがそうなのか。市として部落と認識しているのか教えてほしい。」と発言があった。	職員が、なぜそのような問い合わせをするのか、また、差別につながる発言であることを指摘し、名前と連絡先を確認したが、拒否され、電話を切られた。				
4	6	外国人	発言	令和4年7月14日	市内小学校	学校教職員					昼休みに、5年生児童Aが同じクラスの外国ルーツの児童Bに教室の扉の鍵を閉められたことに立腹し、「黒犬」と発言した。	発言を聞いた教職員が児童Aに聞き取りを行い、児童Aが発言を認めた。見た目の違いによる発言で相手を傷つけてはいけないことを指導するとともに、関係児童の保護者にも連絡し、関係児童は児童Bに謝罪。同日中に関係教職員で情報共有を行い、翌日、全教職員で共有するとともに児童の見守りや今後の人権教育の取組みについて確認した。				
4	7	外国人	発言	令和4年11月10日	市内中学校	学校教職員					1時間目の授業中、外国にルーツのある3年生生徒Aが、同じクラスの生徒Bの授業態度に対し「クソガキ」と発言。この発言に立腹した生徒Bが「だまれ、〇〇人(〇〇は生徒Aのルーツのある国)」と発言した。	生徒Aが泣いていたところを教職員が発見。生徒A、B双方から事情を聞き、生徒Bから生徒Aに謝罪。生徒Aも自身の対応についてふりかえり、謝罪した。両保護者に連絡をするとともに、教職員で現状を共有。翌日、改めて今後の人権教育に関する方針や、生徒を慎重に見守っていくことを確認。				
4	8	同和問題	発言	令和4年11月29日	八尾市議会本会議場	職員					八尾市議会12月定例会本会議個人質問において、差別を受けている人や差別を受けている地域があるのかという同和問題に関する質疑の中で、市議会議員が市内の特定の地区名をあげた。	個人質問において、全体の文脈から同和地区である又は同和地区であったと推測させる、差別を助長するおそれのある内容であったことを指摘し、市議会事務局と市長部局が連携し指摘を行い、議長から行為者である市議会議員に口頭による注意が行われた。				
4	9	同和問題 外国人	発言	令和4年12月12日	本市公聴用メールアドレス	職員					公聴用アドレスに、本市にゆかりのある特定の政治家について、「本市の同和地区出身、同和(朝鮮人)ではないですか」とのメールの送付があった。	匿名によるため、事象について関係課で共有を図った。				

差別事象等一覧(令和3～6年度)

※令和5年度より、八尾市差別事象連絡・啓発検討会にて作成した差別事象報告書の項目に沿って記載しています。

年度	件数 (年度別)	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
4	10	同和問題	発言	令和5年1月6日	保育・こども園課	職員					孫が通園中の民間保育園に対する苦情の中で、看護師配置を希望する話になり、要望を園に伝えることはできるが、強要はできないとお伝えしたところ、「〇〇の公立園には看護師を置いている。あそこは同和地区だから置いているんでしょ。」と発言があった。	発言に差別性があることを指摘しようとしたが、指摘する間もなく、一方的に自分の主張をして電話を切られた。			
5	1	障がい	発言	令和5年4月13日	市内フィットネスクラブ	本人からの申出	人権政策課 障害福祉課	フィットネスクラブのスタッフ	フィットネスクラブの利用者		電動車いすを利用する障がい者がフィットネスクラブを利用するにあたり電動車いすの駐車場所の相談をしたところ、電動車いす利用者は来るべきではないと言われた。また、両手にも障がいがあるため、ロッカー鍵の手首への装着や、水泳キャップの装着の介助をスタッフに依頼したところ、個別サービスには応じられないとして断られた。	本人からの相談を受け、市が当クラブに事実確認を行ったのち、「安全確認は大切であるが、他のスタッフに引き継ぐ等の対応は可能であることから、合理的配慮に欠けており、また、電動車いすでの来場を想定せず、駐車を認めない時点で不当な差別的取扱いとなる。」と指摘し、対応について改善を求めた。		後日、本人を交えた当クラブとの協議を行い、雨天時は屋内に駐輪できるよう配慮するとともに、水泳キャップ等の装着助について、スタッフが可能な限り対応するとの提案があり、本人は了承された。協議後、当クラブに対し、スタッフに対するフィードバックや啓発について確認したところ、早急を実施するとの回答を得た。	
5	2	外国人	発言	令和5年5月15日	市内小学校	教職員および民族クラブ講師	人権教育課	小学生	講師		6時間目の民族クラブの活動中に、講師の先生が自己紹介をした際、参加児童が外国にルーツのある講師の名前をもじった発言をした。	発言を聞いた講師の先生から児童へ名前もじりはいけないと指導があり、当該児童が在籍する学年でもルーツや名前の大切さについて指導を行った。		校内でも事象を共有し、8月29日に指導主事を講師とする校内研修を実施し、学校全体で取組みを進めていくことを確認した。	
5	3	同和問題	発言	令和5年5月22日	市内中学校	保護者	人権教育課	中学生	中学生		昨年度の3学期頃から、生徒Aに対して複数の生徒が「部落」「B」と呼んだり、名前の一文字めを「ぶ」に変えて生徒Aを呼んだりしていた。	生徒Aおよび関係生徒に対して聞き取りを行い、発言した生徒を指導、生徒Aへの謝罪を行うとともに、保護者へも連絡。校内でこれまでの人権教育をふりかえるとともに、今後の人権教育の進め方を検討した。		部落問題学習として、外部講師からの聞き取り等に取り組み、人権及び人権問題についての正しい理解と認識を深められるよう取り組んでいくことを確認した。	
5	4	障がい	発言	令和5年6月15日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		休み時間に教室で追いかけ合いをしていた生徒Aに対し、生徒Bが走るのをやめるように注意したが、走るのをやめなかったことから、生徒Aに対して「障がい者」と複数回発言した。	その場で発言を聞いた教職員が学年の教職員に情報共有するとともに、関係生徒から聞き取りを行い、発言をした生徒Bへの指導および生徒Aへの謝罪、両家庭への連絡を行った。		教職員間でも情報を共有して生徒を見守るとともに、今後の人権教育の取組みについて改めて確認した。	
5	5	外国人	発言	令和5年6月19日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		2時間目の授業中、外国にルーツのある生徒Aが態度のよくなかった生徒Bに注意をした。その際、生徒Bが言い返して口論となり、生徒Aに対して「〇〇(〇〇は生徒Aのルーツのある国)へ帰れ」と発言した。	生徒Aが泣いていたところを教職員が発見。生徒A、Bの双方から事情を聞き、生徒Bへ指導。両家庭へ家庭訪問し、状況を説明した。		教職員間でも事象を共有するとともに、生徒たちの見守りおよび今後の人権教育に関する取組みのさらなる推進を確認した。	
5	6	外国人	発言	令和5年7月6日	市内小学校	民族クラブ講師	人権教育課	小学生	講師		民族クラブ活動前に、参加児童がホワイトボードに外国にルーツのある民族クラブの講師名をもじった名前を書いた。	教職員よりルーツや名前の大切さについて、関係児童に指導。関係児童が民族クラブの講師宛に謝罪の手紙を書き、民族クラブの講師に渡した。		校内でも事象を共有し、各学年でも名前について啓発指導を行うとともに、8月3日に教職員研修を実施し、今後も取組みを推進することを確認した。	
5	7	同和問題	インターネット上の書き込み	令和5年11月7日	SNS	市民	人権政策課 人権教育課	投稿者	市民		SNS上の八尾市長の個人アカウントにおいて、令和5年11月7日に八尾市長が公務の様子を投稿した際に、個人アカウントで「(略)、市内の中学の給食の職員(公務員)に部落の圧力がかかっていたことも御存知ですか!？」との差別性があるコメントの投稿があった。	市民からの通報により当該SNS上の差別的な書き込みが発覚した。市長個人のアカウントであるが、掲示板等のサイトに書き込みがあった場合と同様に対応するため、秘書課を通じて市長に伝えるとともに、大阪法務局を通じてサイトの管理者に対し削除要請を実施した。当該投稿は既に市長が削除済である。	⑩事象の概要について当該事実関係はなかったことを教育委員会において確認済。	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、インターネット上への差別的な書き込みに対応するため、差別事象対応マニュアルの改定を進める。	
5	8	外国人	発言	令和5年11月8日	市内路上	本人からの申し出	人権政策課 人権教育課	不明	市内小中学校の外国人通訳者		市内小中学校で通訳をしている外国籍の男性が市内を通行中、路上で40歳くらいの男性から「くそ外人〇〇」、「日本から出ていけ」、「警察呼ぶぞ」、「国へ帰れ」と発言があった。	詳細について被害者からの聞き取りを実施。	同左	被害者が受けた発言内容は差別性があることを伝え、八尾市では差別をなくす取り組みを進めており、今後、「外国人に関する人権問題」をテーマに市民向けの講演会等を開催し、啓発に努めていく旨を伝えた。	
5	9	外国人	発言	令和5年11月14日	市内小学校	保護者	人権教育課	小学生	小学生		放課後のサッカー教室で、休憩中に児童Bの蹴ったボールが、外国にルーツのある児童Aの顔に当たった。児童Aが「やめろや」と言ったところ、児童Bが児童Aに対して「黙れ、〇〇人(〇〇は児童Aのルーツのある国)と発言した。	児童Aが帰宅後、保護者に話したことから発覚。児童Bへの指導及び保護者へ連絡。児童B本人及び保護者が児童Aとその保護者へ謝罪。		教職員間でも事象を共有し、児童の関係を丁寧に見守るとともに、めざす子ども像を改めて確認し、多文化共生教育のさらなる推進を図ることを確認した。	

差別事象等一覧(令和3～6年度)

※令和5年度より、八尾市差別事象連絡・啓発検討会にて作成した差別事象報告書の項目に沿って記載しています。

年度	件数 (年度別)	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
5	10	同和問題	発言	令和5年11月16日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		授業開始時に、普段仲のよい生徒Aが別生徒と仲良くベアワークをしているのを見て生徒Bが腹を立て、生徒Aに対して「育ち悪いな、部落か」と発言した。双方に聞き取りを行ったところ、生徒Bよりある公園で遊んだ際に「生徒C、生徒Dが『この辺は部落らしい』と発言していたことも発覚した。	生徒A～Dへ聞き取りを行い、生徒B、C、Dへ指導するとともに、全保護者へ連絡。		教職員間でも事象を共有し、改めてこれまでの各学年における部落問題学習の取組みおよび系統性を見つめなおし、生徒が自身と向き合い、ふり返りながら正しい理解と認識を深められるような部落問題学習に取り組んでいくことを確認した。	
5	11	同和問題	発言	令和6年2月13日	人権政策課	職員	人権政策課	不明	同和地区住民		大阪市在住を名乗る人から電話で、「八尾市には同和地区はあるのか。松井前大阪市長は同和地区の出身と聞いたことがあるが、八尾市には同和地区があるのではないか。」「同和地区はあるのか、ないのか。」と八尾市内の同和地区に関する問い合わせがあった。	職員が、「なぜそのような問い合わせをするのか、そのような質問をすること自体が差別を助長し、差別意識や偏見を持っていることになる。差別をなくす取り組みを進めており、そのような問い合わせには、答えられない。」と伝え、名前と連絡先を確認したが、拒否され、一方的に電話を切られた。		再度、全庁的に差別事象マニュアルを周知して、他部局でも同様の問い合わせがあった際に対応できるようにするとともに、「同和問題」をテーマにした市民向けのセミナー等を開催して市民の理解を深め、部落差別解消に向けた取り組みを進めていく。	
5	12	障がい	発言	令和6年3月19日	八尾市人権尊重の社会づくり審議会	委員	人権政策課	委員	障がい者		八尾市人権尊重の社会づくり審議会において、議事進行中に出席委員から「手短に」と複数回発言があった。発言を聞いていた他の出席委員から会議中に、「手短に」という表現は身体を用いた不適切な表現であるとの指摘があった。	指摘を受けて、当該発言をした委員から「当該発言は不適切であったため、撤回したい」として、会議中に謝罪及び撤回の申し出があった。	同右	障がい福祉課と連携し、身体を用いた不適切な発言等の差別的な言葉や表現について、広く市民向けに啓発に取り組んでいく。	
6	1	外国人	発言	令和6年5月2日	市内不動産仲介業者	職員	住宅政策課	物件のオーナー	外国人市民		大阪市在住の男性が、外国籍のパートナーと暮らす住居を探すため不動産仲介会社を訪問。紹介された物件に関して、仲介会社担当者は、「この物件は、昨日外国人の入居を断っている。今回もその可能性があるため、物件のオーナーに確認する。」と言い、オーナーに架電。オーナーも同様に、「外国人は入居を断っている。」と担当者に伝えた。	職員が当該不動産仲介業者に連絡し、外国籍であることを理由に入居を拒否することは差別にあたるため、対応を改善するよう伝えた。また、家主にも伝えるとのことであったため、あわせて対応を改善するよう伝えた。	同右	関係部局から大阪府宅建物取引業協会東大阪八尾支部及び全日本不動産協会大阪東支部に対し、本事例の概要について説明し、加盟店に対し啓発するよう依頼した。	
6	2	同和問題	発言	令和6年6月3日	市内路上	市民		高校生	同和地区住民		6/3(月)登校時間中に、市民が自宅前の道路に水を撒いていると、市内高校に通っていると思われる生徒とトラブルになった。やり取りの中で、生徒から「黙れ部落」と言われたと、当事者である市民から市内高校へ通報があった。	市内高校への聴き取りを実施。生徒の自転車には、市内高校のマークと思われるステッカーが貼られていたとの通報を受けて、市内高校で事象の詳細は伏せた上で、「本日、近隣住民とトラブルになった生徒、心あたりがある生徒がいれば名乗り出るように」と該当と思われる学年に校内放送したが該当者は現れなかった。市内高校の生徒か確認ができていないが、事象としては重く受け止めており、市内高校から府教育庁人権企画課に経過を報告。		全教職員を対象とした会議で共有するとともに、教職員を対象とした研修で同和問題をテーマとした研修をさらに実施予定。また、生徒向けとして、毎年、プログラムの中で同和教育を実施しているが、事象を受けてプログラムを見直し、また、HRの中で同和教育を実施予定。	
6	3	外国人	発言	令和6年6月11日	市内小学校	民族クラブ講師	人権教育課	小学生	民族クラブ講師		下校時に小学校の正門付近で作業をしていた外国にルーツのある民族クラブ講師に対し、講師の名前をもじった発言をした。	教職員間で事象を共有し、発言した児童に対しルーツや名前の大切さについて指導するとともに、発言した児童は、当該民族クラブ講師に対して発言を謝罪した。	同右	今後、校内の多文化共生教育の取組みが児童に実態に即しているのか改めて検証し、さらなる取組の充実を図るとともに学校全体でも啓発を図っていく。	

差別事象等一覧(令和3～6年度)

※令和5年度より、八尾市差別事象連絡・啓発検討会にて作成した差別事象報告書の項目に沿って記載しています。

年度	件数 (年度別)	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
5	4	同和問題	インターネット上の書き込み	令和5年11月12日	SNS	職員	人権政策課	投稿者	同和地区住民		SNS上の八尾市長の個人アカウントにおいて、令和5年11月12日に八尾市長が公務の様子を投稿した際に、個人アカウントで「昔、父親は〇〇小学校に通って居ました。踏切事故が多いため、〇〇が出来たらしいですが、私が小学校5年の時に半分が〇〇へ、クラスは半分になりました。寂しかったです。親父も『逆差別！』思い出します。」とのコメントの投稿があった。	八尾市長個人アカウント内の当該投稿が削除済であることを確認済みであり、コメント記入者に対して2件め、3件めの事象と併せて投稿内容について聴き取りを行った。			
6	5	同和問題	インターネット上の書き込み	令和6年6月8日	SNS	職員	人権教育課	投稿者	同和地区住民		SNS上の八尾市教育長の個人アカウントにおいて、令和6年6月8日に八尾市教育長が公務の様子を投稿した際に、個人アカウントで「しかしながら、あの頃の〇〇は大変だったでしょう。こちらは〇〇。小5で友達か〇〇へ。半分になりました。今の子どもたちは何も知りません。何故なのでしょう。」とのコメントの投稿があった。	八尾市教育長個人アカウント内の当該投稿が削除済であることを確認済みであり、コメント記入者に対して1件め、3件めの事象と併せて投稿内容について聴き取りを行った。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、インターネット上への差別的な書き込みに対応するため、差別事象対応マニュアルの改定を進めている。	
6	6	同和問題	インターネット上の書き込み	令和6年8月20日	SNS	職員	人権政策課	投稿者	同和地区住民		SNS上の八尾市長の個人アカウントにおいて、令和6年8月20日に八尾市長が公務の様子を投稿した際に、個人アカウントで「(略)、私が小学校5年になると、クラスが半分になりました。あちらは冷房付き。明らかに逆差別ですよ。牛乳も無料。車の免許も無料。団地も何百円。道徳の授業ばかり。経験した人にしかわからないと思います。」とのコメントの投稿があった。	八尾市長個人アカウント内の当該投稿が削除済であることを確認済みであり、コメント記入者に対して1件め、2件めの事象と併せて投稿内容について聴き取りを行った。			
6	7	同和問題 外国人	発言	令和6年8月2日	八尾市教育振興基本計画審議会	職員	人権政策課 教育政策課	委員	同和地区住民 外国人 市民		八尾市教育振興基本計画審議会第1回会議において、出席委員から「今も、貧困の家庭もある。八尾のJRの辺りの〇〇のエリアでは、昔はあの辺を通ると石を投げられることもあった。今は〇〇の方とかいるんな方が住んでいる。」と、特定の地域名、外国人を挙げて、差別を助長する発言があった。	発言後、出席していた事務局職員から、当該発言は部落差別を助長する不適切な発言であると指摘した。		会議終了後、事務局職員が本人から発言意図を聴き取り、差別性について確認し、後日、発言委員に対して発言内容について聴き取りを行った。 第2回会議冒頭にて発言委員より謝罪、第3回会議前に委員全員での学習会を実施した。	
6	8	同和問題	インターネット上の書き込み	令和6年11月19日 (動画確認日)	SNS(3社)	市民	人権政策課 人権教育課	投稿者	同和地区住民		SNS(3社)の特定のアカウントにおいて、〇〇町・〇〇町・〇〇町周辺をバイクで通行し、撮影した動画を字幕つきで投稿。市営住宅や青少年会館等、周辺施設を投稿していた。 〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と推測される。	市民より電話で通報があり、人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握したため、人権教育課に情報提供。		SNS(3社)に対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供の上削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。	
6	9	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月3日 (動画確認日)	SNS	職員	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇町周辺を徒歩で通行し、「ひよっこ」風の音声つきで投稿。市営住宅や各周辺施設を投稿している。 ・本人の姿は映っていない。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	人権政策課にて差別性のある動画投稿として把握。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
6	10	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月13日 (動画確認日)	SNS	市民	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇町周辺を徒歩で散策。市営住宅や〇〇小学校跡地等、周辺施設を投稿。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	市民より電話で通報があり、人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
6	11	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月14日 (動画確認日)	SNS	市外在住者	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇地域周辺をバイクで通行し、撮影した動画を字幕つきで投稿。市営住宅や人権コミセン、老人センター、こども園等、周辺施設を投稿している。撮影時期は不明。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・なお、同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	市外在住者より通報があり、人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握した。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	